

## 入札広告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

平成29年3月10日

契約責任者 本州四国連絡高速道路株式会社  
しまなみ尾道管理センター所長 大川 宗男

### 記

#### 1 業務内容

- (1) 業務件名 平成29年度尾道管内社屋等施設保守管理業務委託
- (2) 業務内容 本州四国連絡高速道路株式会社しまなみ尾道管理センター管内の社屋等の建築物環境衛生管理技術者としての業務を行うとともに、JB本四高速尾道ビル、しまなみ尾道管理センター、料金所、社宅、PA等の空調換気設備、給排水設備、電気設備、消防設備点検等を行う。
- (3) 業務概要 1) 受注者は、建築物環境衛生管理技術者免状を有する技術者1名を選任し、本業務に従事させる。  
本州四国連絡高速道路株式会社は、この者を本業務の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者として選任し、行政機関に届け出る。建築物環境衛生管理技術者は、本業務の計画調整を行う他、下記の点検等業務を行うものとする。  
2) 受注者は、別表-1対象設備・作業一覧表、別表-2点検頻度一覧表の点検等業務を行う。  
点検等については法令に定められた資格者が行うものとする。
- (4) 履行期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- (5) 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (6) その他 本業務は、入札参加者の競争参加資格を入札後に審査する「事後審査方式」であり、競争参加資格の確認結果は通知しない。

## 2 競争参加申請書の作成及び提出に関する事項

### (1) 申請書の提出

入札参加希望者は、過去の契約実績等を証明する書類を添付した競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出するものとする。

### (2) 申請書の作成

申請書は、別添1の競争参加資格確認申請書に基づき作成するものとする。

### (3) 申請書の入手方法

入札参加希望者は、入札説明書、入札広告の写し、契約書案、仕様書、設計書及び入札及び見積り手引きを入札広告の日から平成29年3月21日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで、下記の場所において無償で入手できる。

本州四国連絡高速道路株式会社 しまなみ尾道管理センター 総務課

（住 所）〒722-0073 広島県尾道市向島町6904

（電話番号）0848-44-3700（代）

（E-mail）[keiyaku-onomichi@jb-honshi.co.jp](mailto:keiyaku-onomichi@jb-honshi.co.jp)

設計図書等の入手を希望する者は、以下の必要事項を入力した電子メール(テキスト入力)を、上記の電子メールアドレスに送信するものとする。設計図書等の交付は、電子メールにより行うが、本州四国連絡高速道路株式会社（以下「本四会社」という。）からの受信確認は行わない。必要事項は間違いのないよう入力すること。なお、入力した情報の不備により発生した損失や損害について、本四会社は責任を負わない。

必要事項 メール件名：平成29年度尾道管内社屋等施設保守管理業務委託

①業者名

②担当部署

③担当者名

④住所

⑤電話番号

⑥メールアドレス

※1 セキュリティ上の都合により、フリーメール及び添付ファイルは開封しない。

※2 やむを得ない事由により、メールにより入手できない場合に限り、書留郵便によりCD-Rを無料で交付する。

### (4) 申請書の提出期間及び場所

申請書の提出期間及び提出場所は、下記のとおりとする。

① 提出期間 平成29年3月10日（金）から平成29年3月21日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで

② 提出場所 (3) に同じ。  
持参に限る。郵送等（書留郵便又は信書便。提出期間内必着）又は持参すること。電送によるものは、受け付けない。

### 3 競争参加資格

当該業務に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足した者とする。

- (1) 次の各号の一に該当しない者であること。
  - 一 契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）及び破産者で復権を得ない者
  - 二 本四会社の過去2年以内において次のイからチまでの一に該当したと認められる者
    - イ 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
    - ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
    - ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
    - ニ 監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げた者
    - ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
    - ヘ 提出した書類に虚偽の記載をした者
    - ト その他本四会社に著しい損害を与えた者
    - チ イからトまでのいずれかに該当する事実があった後2年後を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずる者として使用した者
  - 三 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (2) 広島県に本社、支店又は営業所を有すること。
- (3) 業務実績  
平成18年度以降に元請として完了した下記業務の実績を有すること。
  - ・同種業務：延べ床面積3,000㎡以上の建築物の建築物環境衛生管理技術業務。
- (4) 平成23年度以降に元請として完了した下記業務の実績を有すること。
  - ・同一地域内（広島県内）における建築物環境衛生管理技術業務
- (5) 建築物環境衛生管理技術者免状を有する者で、平成18年度以降に前記（3）の同種業務に1年以上従事した経験を有する技術者を選任可能であること。
- (6) 過去2年以内において法令の規定に違反して営業を行ったと認められる者でないこと並びに申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に、他の発注機関から「地域3（広島県、愛媛県）」において、指名停止等を受けていないこと及び申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」（本四会社達平成17年第48号）に基づき、「地域3（広島県、愛媛県）」において、指名停止を受けていないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (8) 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者で、再生手続開始の決定を得ない者でないこと。
- (9) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者で、更生手続開始の決定を得ない者でないこと。
- (10) 物品及び役務にあつては、競争参加資格確認申請書の提出時に過去3ヶ月以内に発行された納税証明書（国税通則法施行規則別第9号様式（その3、その3の2又はその3の3のいずれか。））の写しを提出できる者であること。

#### 4 入札執行の日時及び場所等

- ① 開札日時：平成29年3月27日（月） 15時00分
- ② 場所：記2（3）の会議室
- ③ 方法：入札者又はその代理人が持参し、開札に立ち会うこと。

#### 5 その他

- (1) 提出された申請書は、返却しない。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 手続に関する問い合わせ先は、記2（3）に同じ。
- (4) 申請書に虚偽を記述した者は、当該業務の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」に基づく指名停止を行うことがある。

また、申請書に虚偽を記述した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。さらに、無効の入札を行なった者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消すものとする。

- (5) 競争参加資格の認定において、業務経歴、信用度等を確認できない場合においては、落札予定者へ登記事項証明書の写し等の提出を求めることがある。
- (6) 契約書作成の要否 要。

なお、本四会社が利用している電子契約サービスにより、電子契約書を使用した電子契約によることができる。

(詳細は、本四会社ホームページ

[http://www.jb-honshi.co.jp/corp\\_index/keiyaku/denshikeiyaku/](http://www.jb-honshi.co.jp/corp_index/keiyaku/denshikeiyaku/)による。)

別添1 競争参加資格確認申請書

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

本州四国連絡高速道路株式会社

しまなみ尾道管理センター所長 大川 宗男 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

平成29年3月10日付けで入札広告のありました平成29年度尾道管内社屋等施設保守管理業務委託に係る競争に参加する資格について確認されたく申請します。

なお、上記広告において示された競争参加資格に係る要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- ・契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）及び破産者で復権を得ない者ではありません。
- ・警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではありません。

【添付書類】

- 1 本店、支店又は営業所の所在（様式1）
- 2 企業の平成18年度以降の同種業務の業務実績（様式2）
- 3 企業の平成23年度以降の同一地域の業務実績（様式3）
- 4 選任予定の建築物環境衛生管理技術者の業務実績（様式4）
- 5 納税証明書（国税通則法施行規則第9号様式（その3、その3の2又はその3の3のいずれか。））

様式 1

本店、支店又は営業所の所在

本店等名称	郵便番号	所 在 地	電話番号

様式 2

同種業務の業務実績

		同種業務:平成 18 年度以降に延べ床面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上の建築物の建築物環境衛生管理技術業務を実施した実績があること。
業 務 名 称 等	業 務 名	
	業務場所	
	契約金額	
	工 期	
	発注者名	
	業務概要	

- 備考 ① 代表的なものを 1 件記載する。  
 ② 記載した業務の契約書の表頭部の写しを添付すること。  
 ③ 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 判縦とする。

様式 3

同一地域の業務実績

業務種別		
業務 名 称 等	業 務 名	
	業務場所	
	契約金額	
	工 期	
	発注者名	
業務概要		

- 備考 ① 代表的なものを1件記載する。
- ② 記載した業務の契約書の表頭部の写しを添付すること。
- ③ 同一地域内とは広島県内とする。
- ④ 同種業務の業務実績に記載した業務と同一の場合は、業務名の欄に、同種業務の業務実績と同一と記入するだけで、他の項目は記入する必要はない。
- ⑤ 用紙の大きさは、日本工業規格A4判縦とする。



様式－４

選任予定の建築物環境衛生管理技術者の業務実績

選任予定の建築物環境衛生管理技術者の氏名	建築物環境衛生管理技術者免許		経験業務			
	免許取得年月日	登録番号	業務名	業務場所	延べ床面積	従事期間

- 備考 ① 選任予定の建築物環境衛生管理技術者（以下「選任予定技術者」という。）は複数名の記載を可とするが、このリストの中から必ず1名以上選任すること。
- ② 複数名が記載されている場合、リストの中の選任予定技術者のうち最低の業務実績を有する者で評価をする。
- ③ 1名につき記載する業務は1件とする。
- ④ 記載した業務の契約書の表頭部の写し及び選任予定技術者が業務に従事したことを証明出来る書類（点検員届書等の写し）を添付すること。
- ⑤ 用紙の大きさは、日本工業規格A4判横とする。

別表－1  
対象設備・作業一覧表

設備・作業名 場 所	空調換気設備	給排水設備	エレベータ設備	電気設備	消防設備	浄化槽設備	自動扉	貯水槽清掃	環境測定	衛生設備	鼠・昆虫等防除	その他	備考
J B本四高速 尾道ビル	○	○	○	○	○		○	●	○		○		特定 建築物
東尾道社宅					○	○							
栗原社宅		○			○	○		○					
南風寮	○	○			○	○		○					
しまなみ尾道 管理センター	○			○	○	○	○	○					
大浜P A	○	○					○			○		○	
因島北料金所	○			○	○	○	○						
因島南料金所	○			○	○	○	○						
生口島北料金所	○			○	○	○	○						
生口島南料金所	○			○	○	○	○						
瀬戸田P A	○	○								○		○	

※1. 貯水槽清掃の●印は水質検査を含む

別表－２  
点検頻度一覧表

設備・作業名	点検区分	点検頻度	備 考
空調換気設備	パッケージエアコン・ビルマルチエアコン室外機	1回／3月	
	パッケージエアコン・ビルマルチエアコン室外機	定期点検	注) 参照
	ガスヒートポンプ式エアコン室外機	1回／3月	
	ガスヒートポンプ式エアコン室外機	定期点検	注) 参照
	室内機	1回／3月	フィルター清掃含む
	送風機	1回／6月	
	ロスナイ換気扇	1回／6月	フィルター清掃含む
給排水設備	貯水槽・ポンプ	1回／1年	
	残留塩素測定 (JB本四高速尾道ビル)	1回／1週	
	〃 (社宅・寮)	4回／年	6～9月に実施
	汚水ます	2回／年	目視によるつまり点検
エレベータ設備	1号機及び2号機 (JB本四高速尾道ビル)	1回／1月	機能点検
		1回／1年	法定点検
電気設備	分電盤、配線及び配線器具全般	1回／1月	
	分電盤、配線及び配線器具全般	1回／1年	
	屋外照明設備全般	1回／1年	
浄化槽設備	合併処理55人槽	2回／1月	東尾道社宅、栗原社宅、南風寮、しまなみ尾道管理センター
	合併処理70人槽		
	合併処理140人槽		
	合併処理25人槽	1回／3月	因島北料金所 因島南料金所 生口島北料金所
	合併処理21人槽		
	単独処理21人槽		
合併処理20人槽	1回／4月	生口島南料金所	
消防設備	作動点検、外観点検、機能点検	1回／6月	
	消火器以外の総合点検	1回／1年	
	排煙窓作動点検	1回／3月	
自動扉	作動点検・給油等	1回／1年	
貯水槽清掃	受水槽、高架水槽	1回／1年	
水質検査	消毒副生成物	1回／1年	
	省略不可項目＋金属等項目	1回／6月	
環境測定	空気環境測定	1回／2月	1日2回
	照度測定	1回／6月	1日2回
衛生設備	PAトイレの手洗器、便器、洗浄弁	1回／6月	
ねずみ・昆虫等の防除	JB本四高速尾道ビル	1回／6月	
その他	PA身障者トイレ警報装置	1回／1年	

注) 設備の点検は、設備毎にそれぞれの点検実務経験を1年以上有する者が行わなければならない。  
また、点検について法令に定めのある設備については、各々に応じた有資格者が行わなければならない。  
なお、自家用電気工作物については第一種電気工事士の資格者が点検を行うものとする。  
ガスヒートポンプ式エアコンについてはガス供給者の講習を受講したものが点検を行うものとする。  
浄化槽の汲み取り清掃及び法定点検については、立会を行うものとする。  
エアコンに組込している加湿器の管理を行うものとする。  
エアコンの定期点検とは、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」第16条第1項の規定に基づき定められる経済・環境省告示第13号(平成26年12月10日)の第2-2-(1)による管理第一種特定製品の定期点検を行うものとする。